

総務委員会報告資料

令和4年6月24日

件名	足立区公契約等審議会の答申に基づく区の新しい入札制度の実施について					
所管部課名	総務部 契約課					
内容	足立区公契約等審議会の答申に基づく区の新しい入札制度について、業界団体との意見交換により、後行8項目を以下のとおり実施することとなったため、報告する。 1 経過 (1) 答申12項目のうち、令和4年10月から実施する先行4項目の内容を確定した(別紙1、令和4年4月総務委員会報告済)。 (2) 令和5年6月以降実施予定の後行8項目について、「総合評価制度の課題と活用」の令和4年9月からの試行実施と、その他7項目にかかる実施内容を整理した(別紙2のとおり)。 2 令和5年6月以降実施を令和4年9月実施に前倒しする1項目 <table><tr><th>項目</th><th>実施内容</th></tr><tr><td>(1)総合評価制度の課題と活用</td><td>ア 令和4年度中に5件試行実施、検証を行い、令和5年6月から本格実施する。 イ 令和7年度までに、予定価格6,000万円以上の工事について、50%以上の実施を目指す。 ウ J V工事など大規模工事への総合評価制度の導入については、検討を継続する。 エ 工事成績評価点においては、予定価格下限額2分の1以上の区発注工事实績を対象とする。 オ 評価点は、価格点：技術点（施工能力評価点）1：1から1：2に変更する。 カ 価格点は、入札価格が低くなるほど点数が高くなる方式から、入札価格が一定の価格を下回ると、点数が低くなる方式に変更する。</td></tr></table>		項目	実施内容	(1)総合評価制度の課題と活用	ア 令和4年度中に5件試行実施、検証を行い、令和5年6月から本格実施する。 イ 令和7年度までに、予定価格6,000万円以上の工事について、50%以上の実施を目指す。 ウ J V工事など大規模工事への総合評価制度の導入については、検討を継続する。 エ 工事成績評価点においては、予定価格下限額2分の1以上の区発注工事实績を対象とする。 オ 評価点は、価格点：技術点（施工能力評価点）1：1から1：2に変更する。 カ 価格点は、入札価格が低くなるほど点数が高くなる方式から、入札価格が一定の価格を下回ると、点数が低くなる方式に変更する。
	項目	実施内容				
	(1)総合評価制度の課題と活用	ア 令和4年度中に5件試行実施、検証を行い、令和5年6月から本格実施する。 イ 令和7年度までに、予定価格6,000万円以上の工事について、50%以上の実施を目指す。 ウ J V工事など大規模工事への総合評価制度の導入については、検討を継続する。 エ 工事成績評価点においては、予定価格下限額2分の1以上の区発注工事实績を対象とする。 オ 評価点は、価格点：技術点（施工能力評価点）1：1から1：2に変更する。 カ 価格点は、入札価格が低くなるほど点数が高くなる方式から、入札価格が一定の価格を下回ると、点数が低くなる方式に変更する。				

項 目	実施内容
	キ 技術点（施工能力評価点）は工事成績評価点の配点増、配置予定技術者褒章点、区内事業者点、労働安全衛生取組み点の新設を行う。 ※オ、カ、キは別紙 3 及び別紙 4 のとおり

3 令和 5 年 6 月以降の実施内容が整理された 7 項目

項 目	実施内容
(1) 予定価格の公表のあり方	ア 予定価格の事後公表を6,000万円以上の工事まで拡大する。 イ 発注規模一覧表を作成し、発注の際に当該工事の予定価格帯を公表する。
(2) 入札における不調・不落と不落随契及び再公告入札の手続	ア 不落随契 (ア) 予定価格が6,000万円以上1億8,000万円未満の入札において、予定価格に対する再入札額の超過が5%以内の事業者との随意契約を試行実施する。 (イ) 不落随契の参加者は、同日中のその後の同種入札の受注を制限する。 イ 再公告入札での区外事業者への拡大 入札が不調・不落の場合は、区外事業者にも入札参加資格要件を拡大して再公告入札を行う。
(3) 地元企業の育成策・優遇施策の実施	ア 入札参加資格要件における完成工事高の見直し 入札参加に必要な最高完成工事高について、区内本店事業者は、民間工事高を予定価格の7割以上、官公庁工事高を予定価格の4割以上に緩和する。 イ 発注標準における等級格付の緩和 等級格付の予定価格帯を超える完成工事高がある区内本店事業者は、1ランク上の予定価格帯の入札参加を可能とする。

	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="437 210 742 264">項 目</th><th data-bbox="742 210 1407 264">実施内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="437 264 742 456">(4) 地域要件の設定のあり方</td><td data-bbox="742 264 1407 456"> ア 予定価格6,000万円以上の入札に区内支店事業者も参加可能とする。 イ 難度の高い工事等に関する区外事業者の入札参加に関して発注標準に明記する。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="437 456 742 891">(5) 建設共同企業体(JV)対象工事のあり方等</td><td data-bbox="742 456 1407 891"> ア 区内支店事業者がJVの代表・構成員となることを認める。 イ 実績を有する区内事業者が単体で入札することを認める。 (ア) 建築・土木工事：予定価格15億円未満 (イ) 設備・造園・その他工事：予定価格8億円未満 ウ 特別な場合を除き、当面、区外事業者はJVの代表・構成員の対象としない。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="437 891 742 1037">(6) 区内事業者認定基準の改正と運用</td><td data-bbox="742 891 1407 1037"> 新規登録業者については、概ね6か月以内に実地調査を行い、認定後に入札参加を可能にする。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="437 1037 742 1229">(7) 最低制限価格未満での入札による不落等への対応</td><td data-bbox="742 1037 1407 1229"> 都や他自治体の対応も注視しながら、当面は現在の運用を継続する。 </td></tr> </tbody> </table>	項 目	実施内容	(4) 地域要件の設定のあり方	ア 予定価格6,000万円以上の入札に区内支店事業者も参加可能とする。 イ 難度の高い工事等に関する区外事業者の入札参加に関して発注標準に明記する。	(5) 建設共同企業体(JV)対象工事のあり方等	ア 区内支店事業者がJVの代表・構成員となることを認める。 イ 実績を有する区内事業者が単体で入札することを認める。 (ア) 建築・土木工事：予定価格15億円未満 (イ) 設備・造園・その他工事：予定価格8億円未満 ウ 特別な場合を除き、当面、区外事業者はJVの代表・構成員の対象としない。	(6) 区内事業者認定基準の改正と運用	新規登録業者については、概ね6か月以内に実地調査を行い、認定後に入札参加を可能にする。	(7) 最低制限価格未満での入札による不落等への対応	都や他自治体の対応も注視しながら、当面は現在の運用を継続する。
項 目	実施内容										
(4) 地域要件の設定のあり方	ア 予定価格6,000万円以上の入札に区内支店事業者も参加可能とする。 イ 難度の高い工事等に関する区外事業者の入札参加に関して発注標準に明記する。										
(5) 建設共同企業体(JV)対象工事のあり方等	ア 区内支店事業者がJVの代表・構成員となることを認める。 イ 実績を有する区内事業者が単体で入札することを認める。 (ア) 建築・土木工事：予定価格15億円未満 (イ) 設備・造園・その他工事：予定価格8億円未満 ウ 特別な場合を除き、当面、区外事業者はJVの代表・構成員の対象としない。										
(6) 区内事業者認定基準の改正と運用	新規登録業者については、概ね6か月以内に実地調査を行い、認定後に入札参加を可能にする。										
(7) 最低制限価格未満での入札による不落等への対応	都や他自治体の対応も注視しながら、当面は現在の運用を継続する。										
問 題 点 今後の方針	- 令和4年度中の実施する項目は、説明会や電子調達サービスのお知らせ情報等を通じて、事業者への周知徹底を図っていく。 - 令和5年6月以降の実施項目は、基準や規定の整備を行い、円滑に新たな制度に移行できるよう、準備を進めていく。 - 今回の制度改正については、令和7年度を目途に検証し、入札制度の更なる見直しを検討する。										

令和 4 年 1 0 月から実施する項目（先行実施項目）

No	実施内容	答申 No	備考																				
1	建設工事等発注標準のあり方 (1) 建築、土木、下水道：C ランクの受注上限額の引き上げ、A、B ランク受注下限額の引下げ (2) 設備：A ランク受注下限額の引下げ <table><tr><th rowspan="2">業 種</th><th rowspan="2">等級 格付</th><th colspan="2">受注可能な工事の規模（予定価格）</th></tr><tr><th>改正前（現行）</th><th>改正後</th></tr><tr><td rowspan="3">建築・土木・ 下水道</td><td>A</td><td>4,000万円以上</td><td>3,000万円以上</td></tr><tr><td>B</td><td>2,000万円以上</td><td>1,000万円以上</td></tr><tr><td>C</td><td>500万～6,000万円未満</td><td>500万～1億円未満</td></tr><tr><td>設 備</td><td>A</td><td>2,000万円以上</td><td>1,000万円以上</td></tr></table>	業 種	等級 格付	受注可能な工事の規模（予定価格）		改正前（現行）	改正後	建築・土木・ 下水道	A	4,000万円以上	3,000万円以上	B	2,000万円以上	1,000万円以上	C	500万～6,000万円未満	500万～1億円未満	設 備	A	2,000万円以上	1,000万円以上	2	
業 種	等級 格付			受注可能な工事の規模（予定価格）																			
		改正前（現行）	改正後																				
建築・土木・ 下水道	A	4,000万円以上	3,000万円以上																				
	B	2,000万円以上	1,000万円以上																				
	C	500万～6,000万円未満	500万～1億円未満																				
設 備	A	2,000万円以上	1,000万円以上																				
2	受注制限及び入札参加制限のあり方の見直し (1) 受注制限 本則運用（年度当初も一般競争入札と公募型指名競争入札との間の制限は掛けない）。それぞれで 1 件ずつ、少なくとも計 2 件以上の受注が可能。 (2) 入札参加制限（従来どおり年度当初（4 月から 7 月）の入札参加制限は実施しない。） <table><tr><th rowspan="2">業 種</th><th colspan="2">入札参加制限の内容</th></tr><tr><th>改正前（現行）</th><th>改正後</th></tr><tr><td>建築・土木・電気</td><td>6,000 万円以上の案件 の落札後は 2 か月</td><td>6,000 万円以上の案件 を落札後は 1 か月</td></tr><tr><td>設備（空調・給排水）</td><td>500万円以上落札後 1 か月</td><td>3,000 万円以上落札後 1 か月</td></tr></table>	業 種	入札参加制限の内容		改正前（現行）	改正後	建築・土木・電気	6,000 万円以上の案件 の落札後は 2 か月	6,000 万円以上の案件 を落札後は 1 か月	設備（空調・給排水）	500万円以上落札後 1 か月	3,000 万円以上落札後 1 か月	5										
業 種	入札参加制限の内容																						
	改正前（現行）	改正後																					
建築・土木・電気	6,000 万円以上の案件 の落札後は 2 か月	6,000 万円以上の案件 を落札後は 1 か月																					
設備（空調・給排水）	500万円以上落札後 1 か月	3,000 万円以上落札後 1 か月																					

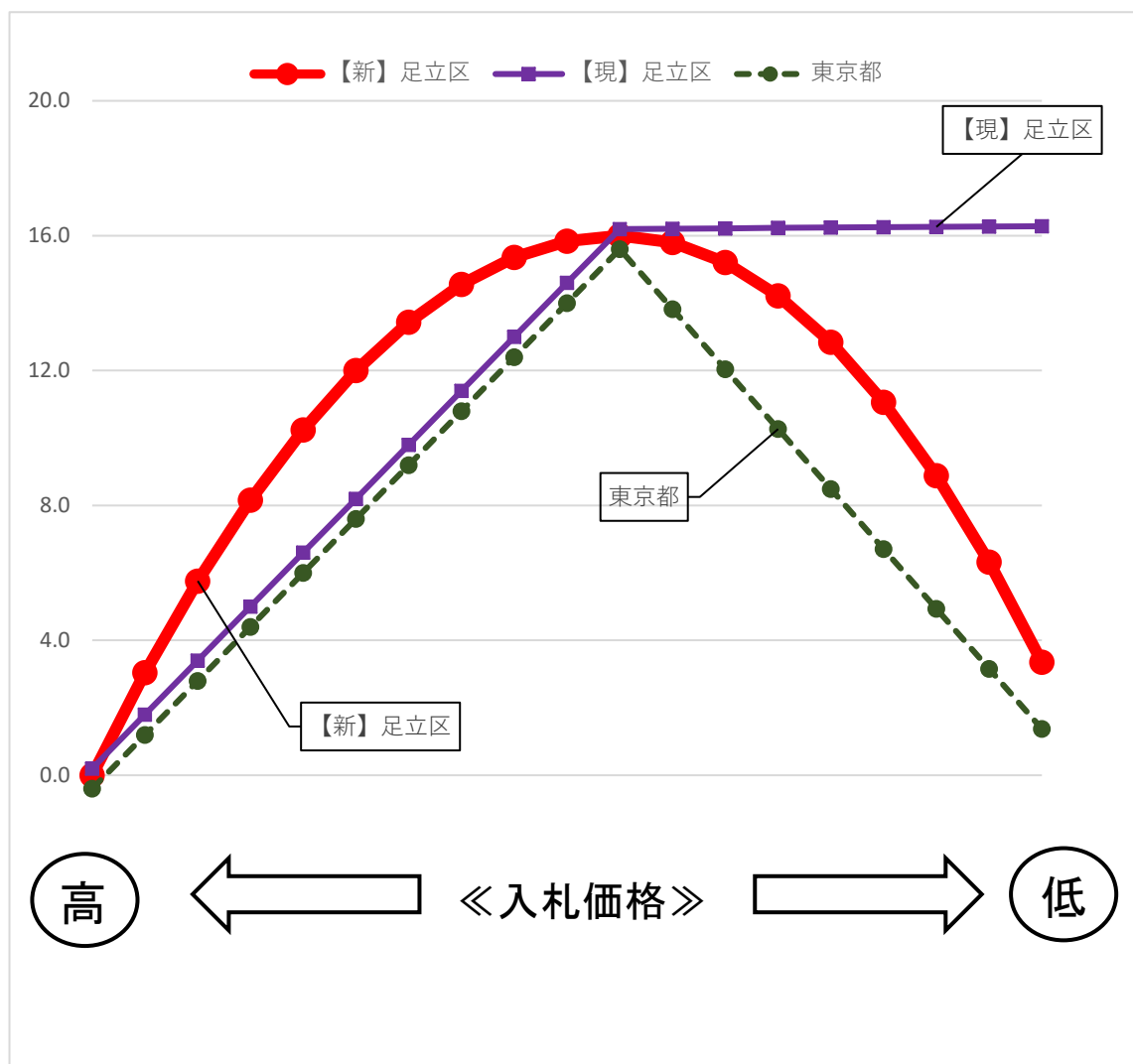
No	実施内容	答申 No	備考																								
3	1 者申込みなどの際の入札中止措置の見直し (1) 公募型指名競争入札 予定価格帯ごとに必要とする指名事業者数を定め、必要数に満たなかったときは、事業者を補充指名して入札を続行する。 <table><tr><th>予定価格（万円） （以上～未満）</th><th>入札方法</th><th>指名数</th></tr><tr><td>6,000 ～10,000</td><td>公募型指名競争入札</td><td>10 者以上</td></tr><tr><td>4,000 ～ 6,000</td><td>公募型指名競争入札</td><td>9 者以上</td></tr><tr><td>3,000 ～ 4,000</td><td>公募型指名競争入札</td><td>8 者以上</td></tr><tr><td>2,000 ～ 3,000</td><td>公募型指名競争入札</td><td>6 者以上</td></tr><tr><td>1,000 ～ 2,000</td><td>公募型指名競争入札</td><td>6 者以上</td></tr><tr><td>500 ～ 1,000</td><td>公募型指名競争入札</td><td>5 者以上</td></tr><tr><td>130 ～ 500</td><td>指名競争入札</td><td>5 者以上</td></tr></table> (2) 一般競争入札 3 者以上の申込みがなければ入札を中止する。入札参加資格要件を緩和した上で、再公告入札又は指名競争入札（公募型を含む）に切り替えて、入札を続行する。	予定価格（万円） （以上～未満）	入札方法	指名数	6,000 ～10,000	公募型指名競争入札	10 者以上	4,000 ～ 6,000	公募型指名競争入札	9 者以上	3,000 ～ 4,000	公募型指名競争入札	8 者以上	2,000 ～ 3,000	公募型指名競争入札	6 者以上	1,000 ～ 2,000	公募型指名競争入札	6 者以上	500 ～ 1,000	公募型指名競争入札	5 者以上	130 ～ 500	指名競争入札	5 者以上	8	
予定価格（万円） （以上～未満）	入札方法	指名数																									
6,000 ～10,000	公募型指名競争入札	10 者以上																									
4,000 ～ 6,000	公募型指名競争入札	9 者以上																									
3,000 ～ 4,000	公募型指名競争入札	8 者以上																									
2,000 ～ 3,000	公募型指名競争入札	6 者以上																									
1,000 ～ 2,000	公募型指名競争入札	6 者以上																									
500 ～ 1,000	公募型指名競争入札	5 者以上																									
130 ～ 500	指名競争入札	5 者以上																									
4	債務負担行為等の活用による工事発注の平準化 (1) 債務負担行為の活用 夏休み中に施工する小中学校の改修工事については、可能な限り前年度中に入札手続きを行い、4 月には開札する取扱いを進める（技術者等の配置は、契約時ではなく、着工時からとする）。また、5 月に開札される一般競争入札等との関係から、入札参加制限の対象としない取扱いとする。	9																									

令和 5 年 6 月以降に実施する項目（後行実施項目）

	項目名	公契約等審議会答申の概要	実施内容案
1	総合評価制度の課題と活用 【答申 10】	(1) 現行の総合評価制度について、客観性や競争性を高める公正な評価基準への見直しが不可欠である。	(1) 施工能力審査型総合評価方式の見直し ① J V 工事を除く予定価格 6,000 万円以上の工事を対象とする。 ② 「価格点」と「施工能力評価点」の比率を 1:1 から 1:2 とする。 ③ 区褒章技術者や区内本店・支店事業者、労働安全衛生への取組みなど、新たな加点項目を設定し、適正に施工能力を評価する基準に見直す。
		(2) 現行の総合評価制度を見直した上で、総合評価制度が適用される入札を拡大するべき。	(2) 総合評価制度の見直し・拡大 令和 4 年度に、(1)の見直した基準により試行実施し、令和 7 年度までに対象工事の 50%以上の実施を目指す。また、J V 工事などの大規模工事に対する総合評価方式の導入については、令和 7 年度を目途に、単体工事の総合評価制度入札の実績を検証したうえで、検討する。
2	予定価格の公表のあり方 【答申 1】	(1) 予定価格の事後公表の範囲を予定価格 1 億円以上から 6,000 万円以上の工事まで拡大することが重要。	(1) 予定価格 6,000 万円以上の工事まで拡大する。
		(2) 工事規模の目安になる工事発注規模一覧表を作成して公表することが有用。	(2) 工事規模の目安となる工事発注規模一覧表をもとに、発注の際に当該工事の予定価格帯を公表する。
3	入札における不調・不落と不落随契及び再公告入札の手続 【答申 6】	(1) 不落随契 予定価格事後公表の入札において、再度入札を行っても落札されなかった場合に、一定の条件の下で不落随契の手続を進める。	(1) 不落随契 ① 予定価格が 6,000 万円以上 1 億 8,000 万円未満の工事入札で予定価格に対する再度入札の入札額の超過割合が 5%以内の場合に、当面、試行実施する。

	項目名	公契約等審議会答申の概要	実施内容案
			② 不落随契に参加する意思表示をした入札者は、開札の遅れや複数受注を防ぐため、当日のその後の同じ入札方法による入札に関しては、受注制限を適用する。
		(2) 再公告入札における区外事業者等への入札参加資格要件の拡大 入札不調又は不落となった場合の再公告入札においては、落札を確実にするため、区外事業者等にも入札参加資格要件を広げるなどのルールを決める。	(2) 再公告入札における区外事業者等への入札参加資格要件の拡大 入札不調又は不落となった場合には、工事の遅延等を防ぐため、区外事業者（23 区内に本店をおく事業者）にも入札参加資格要件を拡大して再公告入札を行う。
4	地元企業の育成策・優遇施策の実施 【答申 11】	地方自治法等が定める機会均等、公正性、透明性及び経済性（価格の有利性）の範囲のなかで、区内本店事業者については、入札参加における実績要件（最高完成工事高）や等級要件を緩和する。	(1) 完成工事高の見直し 区内本店事業者については、入札参加の際の最高完成工事高について、民間工事高を予定価格の 7 割以上、官公庁工事高を予定価格の 4 割以上に緩和する。 (2) 等級格付に関する入札参加資格要件の緩和 区内本店事業者については、発注標準における等級格付ごとの予定価格帯を超える完成工事高がある場合は、1 ランク上の予定価格帯の工事の入札に参加することができるものとする。
5	地域要件の設定のあり方 【答申 3】	(1) 区内支店が予定価格 6, 000 万円以上の工事の入札に参加できるように見直すことは喫緊の課題。 (2) 難度の高い工事等に関する区外事業者の入札参加に関して発注標準に注記し、適切かつ積極的な対応を行うことが適当。	(1) 区内支店も予定価格 6, 000 万円以上の工事の入札に参加可能とする。 (2) 難度の高い工事等に関する区外事業者の入札参加に関して発注標準に明記する。

	項目名	公契約等審議会答申の概要	実施内容案
6	建設共同企業体（ＪＶ） 対象工事のあり方等 【答申４】	(1) 区内支店事業者がＪＶの代表・構成員となる ことが妥当。	(1) 区内支店事業者がＪＶの代表・構成員となることを認 める。
		(2) 実績を有する区内事業者が単体で入札すること が妥当。	(2) 実績を有する区内事業者が単体で入札することを認める。 建築・土木工事：予定価格 15 億円未満 設備・造園・その他工事：予定価格 8 億円未満
		(3) 一定規模以上の大規模工事については、区外事 業者を代表構成員とするＪＶが参加することが 妥当。	(3) 特別な場合を除き、当面、区外事業者はＪＶの代表・構 成員の対象としないが、入札参加状況等を検証していく。
7	区内事業者認定基準の 改正と運用 【答申 12】	公共調達に関する原則に基づき、改正認定基準等 を適切に運用することで、区内事業者の適正な受注 を支援していく必要がある。	新規登録事業者については、申請後概ね 6 か月以内に、実地 調査によって営業実態を確認したうえで、認定後に入札参加を 可能とする。
8	最低制限価格未満での 入札による不落等への 対応 【答申 7】	(1) 低入札価格調査制度の適用対象工事を拡大した 場合の影響等を慎重に検討し、より実情に合っ た低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に 運用を改善していく必要がある。	(1) 低入札価格調査制度等の現行運用の継続 低入札価格調査制度（予定価格 1 億 8,000 万円以上）及び 最低制限価格制度（同 1 億 8,000 万円未満）の見直しについ ては、他の入札制度の見直し結果を分析、検証しなければ、 改善が必要か否か判断することができないため、当面は現在 の運用を継続する。
		(2) 地方自治法施行令の規定や他の自治体を参考 に、初度入札で最低制限価格未満の入札となっ た者についても再度入札（当日の 2 回目の入札） に参加させることを検討するべき。	



評価値＝価格点＋技術点（施工能力評価点）

現行制度	
【価格点：技術点（施工能力評価点）＝１：１】	
価格点	24 点
予定価格に対する入札価格の評価点	
技術点（施工能力評価点）	24 点
1 工事成績評価点	13 点
ア) 過去５年間の区発注工事のうち、直近３件の工事成績平均点を評価 イ) 原則、同種工事が対象（単価契約除く）	
2 優良工事褒章点	1 点
過去５年度の区褒章事業者	
3 配置予定技術者資格点	3 点
技術者の保有資格に応じて１～３点	
4 配置予定技術者実績点	2 点
技術者の監理実績に応じて０.５～２点	
5 地域貢献点	5 点
① 災害協定締結事業者	1 点
区と災害協定を締結	
② WLB 推進認定事業者	1 点
区WLB 推進認定企業	
③ 区内下請活用事業者	3 点
区内業者の下請活用状況に応じて１～３点	



見直し案	
【価格点：技術点（施工能力評価点）＝１：２】	
価格点	16 点
予定価格に対する入札価格の評価点	
技術点（施工能力評価点）	32 点
1 工事成績評価点	15 点
ア) 過去５年間の区発注工事のうち、直近３件の工事成績平均点を評価 イ) 原則、同種工事が対象（単価契約除く） ウ) J V 工事も評価対象	
2 優良工事褒章点	1 点
過去５年度の区褒章事業者	
3 配置予定技術者資格点	3 点
技術者の保有資格に応じて１～３点	
4 配置予定技術者実績点	2 点
技術者の監理実績に応じて０.５～２点	
5 配置予定技術者褒章点	1 点
過去５年度の区褒章技術者	
6 地域・社会貢献点	10 点
① 災害協定締結事業者	1 点
区と災害協定を締結	
② WLB 推進認定事業者	1 点
区WLB 推進認定企業	
③ 区内下請活用事業者	3 点
区内業者の下請活用状況に応じて１～３点	
④ 区内事業者	3 点
本店設置3点 支店のみ設置1点	
⑤ 労働安全衛生取組み	2 点
建設業労働災害防止協会に加入等	

※ 1 施工能力評価点（技術点）の各配点は、最高点を算定